

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

——16世紀福音主義教会信仰告白の比較研究——

井 上 良 作

〔目 次〕

序

I 問題の所在

II プリンガー研究の動向

III 「第二スイス信仰告白」聖餐論の問題点

1 「第二スイス信仰告白」の聖餐論

2 「靈的」という用語の使用と聖霊の働きの強調

3 「信仰」の強調とその自立化の危険

4 陪餐と恵みの分与の同時性の否定

IV 「第二スイス信仰告白」の肯定面

結

序

本論は、16世紀のローマ・カトリック教会とプロテスタント教会への教会分裂の時代に生み出された教会理解が今日でも有効であり、互いの教会を分ち続けるものであるかどうかを探求するものである。その場合、それぞれの教会の代表的指導者である神学者の著作を用いて比較研究されることが通常であると思われる。しかし、本論では、神学者個人の見解よりも、教会全体で公式に承認され、採用された教会的文書である信条・信仰告白に特に注目する。なぜな

ら、本論の意図は単なる歴史研究にあるのではなく、過去の教会の歴史から今日のキリスト教会の福音宣教に有益な展望を得ることにあるからである。神学者個人の神学的主張の中には、個人的主張に留まったものも多くあり、必ずしも教会の実態を反映していない場合がある。それに比較して、信条・信仰告白は教会の公の記録であり、歴史の教会の実際の姿をより正確に表現している。信条・信仰告白の比較研究の意図はそこにある。本論では、16世紀改革派教会の代表的信仰告白である「第二スイス信仰告白」を取り扱う。

I 問題の所在

本論の問題とするところは、16世紀改革派の信仰告白を代表するものの一つである「第二スイス信仰告白」が、今日でもその位置を保つことができるかを知ることである。

20世紀の後半、第二ヴァチカン公会議によってローマ・カトリック教会は大きく変容した。16世紀のトリエント公会議の神学路線は大幅に修正され、もはや今日のローマ・カトリック教会の姿を正確に表現していない。

第二ヴァチカン公会議直後の1965年より、ローマ・カトリック教会とルター派教会との間でエキュメニカルな対話と一致の試みが、ヨーロッパに先立ってアメリカで開始された。ヨーロッパで漸く神学者レベルでの両者間の対話が始められたのは、このアメリカでの動きに触発されてのことである⁽¹⁾。この30年以上に亘る試みはすでに、様々な局面において成果をもたらしている。たとえば、義認や聖化などの主要な教理条項に関しての共同宣言が発せられたり、一部で共同陪餐が実施されるなどである。その教理的対話の成果はカール・レーマンとパネンベルクの共同執筆の書⁽²⁾において報告されている。また、同様の運動は近年の日本においても行われていることは周知のことである⁽³⁾。

このようなローマ・カトリックとルター派教会の対話と一致時代のコンテキストの中で、改革派教会は自己の神学をどのように理解し位置づけていくだろうか。依然として16世紀のキリスト教界観のままに、頑迷固陋に自己の神学の優越性を主張し続けるのだろうか。それが可能であるとすれば、どのような理

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

由によるのだろうか。

本論は以上のような問題意識から「第二スイス信仰告白」のとりわけ聖餐論を吟味する。「第二スイス信仰告白」を扱う理由は、これが16世紀のスイス改革派が生んだ最大且つ最良の信仰告白と呼ばれ⁽⁴⁾、これが当時のスイス改革派を神学的に結束し、トリエント公会議のローマ・カトリック教会と『和協信条』のルター派教会に対峙するものだからである⁽⁵⁾。

聖餐論を取り上げる理由は、1529年のマールブルク会談においてプロテスタント内部の分岐点となったのは聖餐論であったことである。そこではキリストの身体的現臨の問題が焦点となった。実際、ルター自身がこの点に関して熱狂主義の側につくよりは教皇の側につくことを選ぶと言ったように、聖餐論についてはローマ・カトリック教会とルター派教会が神学的合意に達する可能性があることは16世紀においてすでに予想し得ることであった。身体的現臨の教理を拒否したのは改革派だけである。けれども、今日の改革派教会はこの事実を軽視しているように思われる。改革派は「聖書のみ」「恵みのみ」といった宗教改革原理を共有することによってルター派とプロテスタント教会としての一体性を疑わないかのようである。しかし、果たして20世紀のキリスト教界の歴史で私たちが現に見たことは、ローマ・カトリック教会＝ルター派教会間の対話と一致のプロセスであった。端的に言って、ルター派は改革派が考えている以上にずっとローマ・カトリック的なのである。

近年、アメリカなどでは一部の改革派、長老派がルター派と共同聖餐の試みをしているが、それは依然として改革派教会の全般的な問題意識とはなっていない。改革派神学が20世紀のエキュメニカルな対話に参加するのであれば、その第一歩はルター派との聖餐理解における壁を乗り越える作業から始められなければならないのではないだろうか。さらに、その作業は特定の神学者個人の主張を吟味することによってではなく、教会の信条・信仰告白のレベルにおいてなされなければならないと考える。

本来は、さらに「聖書と伝統」「義認」「原罪」などの教理についても検討すべきであるが、紙幅の都合もあり、それらについては別の機会に譲ることとす

る。

Ⅱ ブリンガー研究の動向

近年におけるブリンガー研究の議論の焦点は、ブリンガーの神学の中心が契約神学であるか否かに関するものである。議論の出発点となったのは、ベイカー（J.Wayne Baker）が著した *Heinrich Bullinger and the Covenant: The Other Reformed Tradition*（1980年）である。ベイカーは1991年にもマッコイ（Charles S.McCoy）と共同執筆でブリンガーに関する研究書 *Fountainhead of Federalism* を著した。ベイカーのブリンガー解釈の立場は、契約概念がブリンガー神学の一貫した核心であるというものである。

ベイカーのブリンガー研究を批判した学者らに、ダウエイ（Edward Dowey）、ガルシア・アーキラ（Aurelio A.Garcia Archilla）、ミュラー（Richard Muller）らが挙げられる。ベイカーへの主な批判は彼のブリンガー解釈の次の四つの点に集約される。(1) 契約はブリンガー神学の指導的理念である、(2) ブリンガーの契約概念は相互的（bilateral）で条件的（conditional）である、(3) 予定の教理に関して、ブリンガーはカルヴァンと大きく異なっている、(4) ブリンガーの神学はカルヴァンのものとは異なる一つの改革派の伝統である⁽⁶⁾。

アーキラは、ブリンガーの神学の中に条件的・相互的な契約概念を読み取ることはブリンガーに人間の神人協力的な自由意志を与えることになる、と批判した。また、ミュラーは、契約概念がブリンガー神学の一貫した指導原理であることに異議を唱え、特に第二スイス信仰告白は契約の教理は全く欠いていると主張した。ダウエイはブリンガーの生涯に亘る全著作を貫く神学的確信を三つ挙げて、(1) 古代のキリスト教信仰、(2) 一つの永遠の契約、(3) 普公的な正統信仰、とした。これに対して、ベイカーはブリンガーに一貫した神学的確信があることには同意しながらも、それは一つの永遠の契約であって、他の二つはこの契約という文脈の中で語られている、と主張した。

ベイカーの研究はブリンガーの50年間に亘る著作活動を三期に分けて、それぞれの著作を子細に検討するという重厚なものである。第二スイス信仰告白は

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

1561年から1575年までの15年間の、ブリンガーの著作活動の第三期の中にある。ダウエイやミュラーは、契約概念が第二スイス信仰告白の中でそれほど際立って重要な役割を果たしてはいないと主張する。

ベイカーによれば、ブリンガーは第二スイス信仰告白の18章で「古い民」と「新しい民」を区別する。古い民に神が遣わされたのは族長、モーセ、預言者らであり、新しい民にはひとり子キリストと使徒である⁽⁷⁾。そして、19章の聖礼典論で、旧約の民の聖礼典を割礼と犠牲としてほふられる過ぎ越しの小羊、新約の民の聖礼典を洗礼と聖餐とし、両者を区別しつつ、その実体は同じであるとした⁽⁸⁾。ここから、ブリンガーは洗礼の章において契約に言及する。第二スイス信仰告白ではここだけがブリンガーが契約概念に触れた箇所である。ベイカーによれば、第二スイス信仰告白は当時の改革派教会に一致をもたらすために起草されたのであり、ブリンガーは契約という未だ親しまれていなかった特定の神学概念をこの信仰告白という場の前面に出すことを避けたのである。1566年出版当時、ブリンガーは契約について書いた改革派唯一の指導者であった。「ハイデルベルク教理問答」を起草したウルジヌスやオレヴィアヌスが契約概念を重視して用い始めたのは1570年代、80年代である。改革派の信仰告白の中で契約が明白な特徴となったのは1647年の「ウエストミンスター信仰告白」であった。しかしながら、契約概念は改革派の中にそれ以前から根を持っていたのである。

Ⅲ 「第二スイス信仰告白」聖餐論の問題点

1 「第二スイス信仰告白」の聖餐論

「第二スイス信仰告白」の聖餐論は大まかに言って以下の項目に分けられて述べられている。

- ① 「主の晩餐」とは何か
- ② 主の晩餐の原作者、聖別者はだれか
- ③ 主の晩餐は神の恵みの記念である
- ④ 印とそれに表された事柄そのもの

- ⑤ 主を靈的に食する
- ⑥ 食物であるキリストはわれわれを生命のうちにささえたもう
- ⑦ キリストが与えられ、あるいは受けられるのは、信仰によってである
- ⑧ 靈的食物
- ⑨ 主の体の飲食は救いにとり不可欠である
- ⑩ サクラメンタルな食し方
- ⑪ 共同体行為としての聖餐
- ⑫ 不信仰な者は聖礼典を己に対する裁きとして受ける
- ⑬ 主の晩餐におけるキリストの現臨
- ⑭ 主の晩餐のその他の目的
- ⑮ 主の晩餐への備え
- ⑯ 主の晩餐の儀式と二種陪餐
- ⑰ ローマ・カトリックのミサの拒否

ヤコプスは「第二スイス信仰告白」の特徴について次のように述べる。「第二スイス信条は、教会の身体性と聖霊の形成力についての信仰告白なのであり、言い換えれば、生命的な教会の肢のうちにご自身の力を具現化してゆくかしらなるキリストについての信仰告白なのである。(中略) この信条は、カルケドン信条におけるキリスト論的、聖霊論的命題の基礎に立って (11章)、聖霊におけるキリストの現臨と、両性の交流としての属性の交流とを告白している。この聖礼典信仰の理解にとって決定的なことは「分離されず、混合されず」という意義の認識である。すなわち、そこで関連性がいわれており、同一性はしりぞけられているのである」⁽⁹⁾。

ヤコプスの評価の最後の一文に注目したい。これは「第二スイス信仰告白」の聖餐論の神学の要点を的確に言い表している。すなわち、この信仰告白は「分離されず、混合されず」というカルケドンの認識を核とすることによって、起草者ブリンガーがツヴィングリの弟子であるように、この信仰告白がツヴィングリの神学から大きな影響を受けていることを明らかにしている。ヤコ

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

プスの云う「同一性」とはルター的な「礼典的一体性」(Unio Sacramentalis)のことを指している。つまり、ルターにおいては、キリストの神性と人間性との分ち難い一体性が言われ、そこから「キリストの神性のあるところどこにも人間性が存する」という遍在の考え方が生じる。ルターにおける「属性の交流」(communicatio idiomatum)とはそのような意味で考えられる。同様に、聖餐の物素であるパンとぶどう酒が聖別され分け与えられると同時にキリストの真の肉と血がパンとぶどう酒と共に与えられ食される。これが「礼典的一体性」であるが、ヤコプスによれば、これが「第二スイス信仰告白」では拒否されているのである。代わりに、そこでは「関連性」が強調される。すなわち、「分離されず、混合されず」の「混合されず」が強調されて、実質的にはキリストの神性と人間性の分離、聖餐の物素とキリストの真の肉と血との分離が前面に出ることになる。ツヴィングリの理解による「属性の交替」とは、聖書がキリストの神性に属するような事柄をキリストの人であることに当てて言ったり、キリストの人間性に属するような事柄をキリストの神であることに当てて言ったりすることを指している。これは、ルターの言うところのキリストの神性と人間性との分ち難い一体性ではない。同様に、聖餐理解においてもツヴィングリは、ヨハネ福音書6章63節の「命を与えるのは“霊”である。肉は何の役にも立たない」という聖句を根拠に、聖餐において重要なのは物素ではなく、信仰と聖霊によって天の神の右に座すキリストに与ることであると説いた。すなわち、聖餐の儀式や物素は全く無意味ではないとしても、重要なのは天上のキリストに与ることであり、そこでは聖餐の儀式や物素と天上のキリストとの「関連性」が考えられているだけなのである。

ヤコプスが「第二スイス信仰告白」に関して、一体性がしりぞけられ関連性がいわれている、と言うときこのような内容を指している。すなわち、「第二スイス信仰告白」は基本的にツヴィングリの神学を受け継いでいるものなのである。ここでは、このようなヤコプスの評価を参考にしつつ、上記の諸項目の中に見られる「第二スイス信仰告白」の特徴と問題点を吟味していく。その場合、ルター派の「和協信条」とカルヴァンの『キリスト教綱要』と比較する。

2 「靈的」という用語の使用と聖霊の働きの強調

先に引用したヤコプスの評価によれば、この信仰告白は「カルケドン信条における」「聖霊論的命題の基礎に立って」「聖霊におけるキリストの現臨」を告白している。ヤコプスが指摘する通り、「第二スイス信仰告白」の聖餐論には「靈的」という語の頻繁な使用と聖霊の位置と働きの強調を確認することができる。以下に問題となる箇所を挙げ、それとルター派信仰告白の表現とカルヴァンの言葉との比較をする。

「主の食卓」、あるいは「エウカリスティア」、すなわち「感謝」とも呼ばれる「主の晩餐」は、それゆえ一般に「晩餐」と呼ばれるが、キリストによって最後の晩餐の時制定され、今もそれを写し出し、そこにおいて信仰者は靈的に食物を食べ、飲み物を飲むのである⁽¹⁰⁾。

(上記①「主の晩餐」とは何か)

そしてこのことがわれわれに外的にはこの聖礼典において、仕え人たちによって、あたかも目に見えるように表され、内的には聖霊御自身によって見るべからざるさまで魂の内に表される。

(上記④印とそれに表された事柄そのもの)

そういうわけで信仰者は主の仕え人によって与えられる物を受け、主のパンを食べ、主の杯から飲むのである。しかし、一方、内的にはキリストの業が聖霊によって遂行され、彼らは主の肉と血を受け、これに養われて永遠の生命に至るのである。

(上記④印とそれに表された事柄そのもの)

また、キリストを靈的に食することがある。これは食物それ自体が靈に変わるとわれわれが考えているというものではない。そうではなく

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

て、主の体と血が、本質と固有性を保ったままで、この食し方を通じてわれわれに霊的に伝達されることであり、それは身体的な方法によらず、霊的な方法によって、聖霊を通じてである。

(上記⑤主を霊的に食する)

これらの文言で言われていることは、聖餐の物素を食する者は、単に物素を食べているのであって、キリストに与ることは、目に見えない、内的な仕方で、聖霊の働きによって起こる、ということである。

ルター派内の分派による論争に決着をつけ、神学的一致をもたらすことを意図した『和協信条』では、これらのことはどう言い表されているのだろうか。端的に言って、ルター派は、主の晩餐を通してキリストに与る秘儀を考えると、聖霊に直接言及することはしない。ルター派が重視するのは聖霊ではなく、キリストの約束の言葉である。

四、しかし、同時に、われわれは、一致して次のように信じ、教え、主張する。聖餐を守るにあたり、キリストの設定のことばは、けっして省略されるべきではなく、「われわれが祝福する祝福の杯」などとコリント人への第一の手紙第10章〔10・16また11・23-25〕に書かれているままに、公に語られるべきである。この祝福は、キリストのみことばを語ることによって生じるのである⁽¹¹⁾。

このキリストの約束のみことばと同様に決定的に重要なのは、「聖礼典的結合」(Unio Sacramentalis)である。すなわち、ルター派においては聖餐の物素と共にキリストのからだは現在し、物素に与ると同時にキリストの肉と血にも与ることが告白されている。

六、われわれは、次のように、信じ、教え、告白する。キリストのからだと血とは、霊的に信仰によってだけではなく、口によっても、パンとぶどう

酒ともに受けられる。それは、礼典的結合のゆえに、カペナウムの（日常の飲食の）仕方においてではなく、超自然的なまた天的な仕方で、受けられるのである⁽¹²⁾。

カルヴァンにおいては、これらのことはどのように表現されているだろうか。

(1) すなわち、かれらにとっては「食する」とは、ただ「信じる」ことである。だが、わたしは言う、われわれはキリストの肉を「信じつつ食する」のである。なぜなら、かれは信仰によってわれわれのものとなりたまひ、これを食することは、その信仰の実り、また結果であるからである。（中略）かれらにとっては、食することが信仰であり、わたしにとっては、むしろ、食することは信仰にともなうものと思われる⁽¹³⁾。

(2) しかもまた、わたしとしては、キリスト〔の御からだ〕とわれわれとのある種の交わりは認めるけれども、われわれをただ御霊にのみあずかるものたらしめて、「肉」と「血」とに言及することを〔全く〕なおざりにする人々に、不満を禁じ得ないのである⁽¹⁴⁾。

それどころか、かれは自ら宿りたもうたところの肉そのものを、われわれを生かす肉としたまい、こうして、この肉にあずかることによって、われわれが不死の生に養われるにいたるようにしたもうたのである⁽¹⁵⁾。

(3) しかも、場所的にこれほど離れているキリストの肉が、われわれの食物となるために、われわれのもとにまで入りこむということは、信じがたく見えるとしても、それでもわれわれは、聖霊の隠された御力が、われわれのあらゆる感覚をどれほど越えているか、また、その無限の偉大さをわれわれの尺度でおしはかろうとすることが、どんなに愚かしいかを思い起こすべきである。そのようなわけであるから、われわれの精神をもっては把握できないことがらは、信仰をもって受けいれよう。すなわち、御霊が空間的にへだてられていることどもを、正真正銘、ひとつに結び合わせたもう⁽¹⁶⁾。

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

これらのカルヴァンの言葉によれば、主の晩餐における飲食は、単にわれわれを聖霊に与らせるためのものではなく、キリストの肉と血に与らせるものである。そして、この飲食はキリストの肉を信じつつ食すものであって、それ以外の方法ではこの飲食は無益なものとなる。ところで、キリストの人間性は天の神の右にあるのであるが、カルヴァンによれば、それはわれわれ人間と場所的にはるかに隔てられている。そこで、その空間的に隔たったキリストの肉とわれわれとを結び付けるために、カルヴァンは「聖霊の隠された御力」に頼るのである。

第二スイス信仰告白は「霊的な飲食」、「霊的な伝達」、「霊的な方法」を言っているが、そこでの「霊的」とは具体的にどのような意味を表しているのか、少なくともこの信仰告白の中からは明瞭に理解することは困難である。それはこの礼典が秘儀であることを表現してはいるのだが、実質的には、安易に「霊」を持ち出しているに過ぎないとさえ思われる。

第二スイス信仰告白もカルヴァンも同じように、聖餐を効力あるものとするために、聖霊の働きを不可欠のものとしている。第二スイス信仰告白においては、信仰者は外的には差し出されたパンとぶどう酒を飲食し、内的には聖霊によって「キリストの業が遂行され」あるいは「主の体と血」が伝達される。ところが、この信仰告白は、カルヴァンのようには、聖餐の物素がキリストの肉であるとは言わない。ヤコプスの表現によれば、第二スイス信仰告白においては、聖餐の物素の飲食とキリストの肉と血との「同一性」はしりぞけられ、「関連性」が示唆されるのみであって、カルヴァンほど物素を通してキリストの肉に与ることを積極的に認めてはいない。まして、和協信条の理解とははるかに異なるものであることは言うまでもない。さりとて、ツヴィングリのように全てを聖霊に帰して、飲食を意味の無いものと考えるところまでは行っていない。第二スイス信仰告白は、少なくとも、ツヴィングリよりもはるかに肯定的に物素の飲食をとらえ、それとキリストの体と血に与ること関連性を言い表してはいる。しかし、それはカルヴァンに近いと言うよりもむしろはっきりと

ツヴィングリ的なのである。ルター派のアルトハウスは、改革派の聖霊によるキリストの現臨を「神話」にすぎない、と評価したが、それは「第二スイス信仰告白」にも当てはまることになる。

改革派神学の聖餐論におけるこのような「聖霊」の使用がルター派にとって好ましくない理由は、それがあまりに自由気ままに用いられていると思われることである。改革派神学は、人間の理性が把握しない神秘については直ぐに「靈的」という語や聖霊に頼って問題を処理してしまうかのようなのである。ルター派は聖霊を指すことに関して、極めて制限的である。和協信条の聖餐論についての文言にはあらわれていないが、その前提となっている「アウグスブルク信仰告白」では、聖霊の通路の問題が明瞭に規定されている。すなわち、その第5条（職務についての条項）では、聖霊は正しく教会の召しを受けた教師の説教と聖礼典を通して働く、ということが告白されている。聖霊である神は世界の至るところに存在し、支配するのであるが、それはあくまでも、正しい説教と聖礼典の教会を通してのことなのである。改革派も正しい説教と聖礼典の二つの教会のしるしについて語るが、それと聖霊の働きを不可分に密接に考えるという理解は前面にはでてこない。第二スイス信仰告白はその聖霊の通路について語ることなしに、聖霊に重要な位置を与えている。改革派とルター派の大きな分岐点の一つはそこであり、第二スイス信仰告白もその不一致の根拠となるところを含んでいると思われるのである。

3 「信仰」の強調とその自立化の危険

第二スイス信仰告白の文言の中に見られるもう一つの特徴は、「信仰によって」などの言葉の頻出に見られる信仰の強調である。

しかし、この靈的に食しかつ飲むことは、主の晩餐の外においても起り、
キリストを信じるところ、どこにおいても、いかなる時においてもともな
されるのである。おそらくアウグスティヌスの次の言葉はこのことを指した
 ものであろう。「どうしてあなたは齒と腹とを用意するのか。信仰せよ。

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

そうすればあなたは食したのだ」。

(前節の項目⑨)

たしかに、信仰者は信じた時、先ず命を与える食物を受けたのであり、それを今も受けているのであるが、今やさらにこの聖礼典を受ける時、少なからぬものを受けるのである。なぜなら、主の御体と御血に与り続けることによって前進し、いよいよ燃え上がらせられ、信仰を増し加えられ、霊的食物によって活気付けられるからである。なぜなら、われわれが生きる限り、信仰は成長を続けるからである。そして、真実な信仰をもって外的にこの聖礼典を受けるものは、単に印を受けるのみでなく、上述したように、事柄そのものを受けるのである。

(前節の項目⑩)

これらの文言には、大きな問題点がある。ここでは信仰の強調が過度になり、信仰そのものが第一義的なものとなって、聖礼典の重要性は後退している。下線部に注目すると、キリストのからだの霊的飲食は、信仰があればいつでも、どこでも起るのであって、必ずしも聖礼典の場に限定されないことになる。そこでは、聖礼典は絶対不可欠というものではなく、「今やさらに」「すくなからぬものを受ける」ためのものにすぎない。「信仰」が第一義的に重要なものであって、それによって神・人両性の全きキリストのまことのからだと血が分け与えられ食されることにより、永遠の生命と罪の赦しが与えられるところの聖礼典は第二義的なものになってしまう。

この点に関して、和協信条では次のように告白されている。

七、われわれは、次のように、信じ、教え、告白する。まことの信仰者またふさわしい者だけでなく、ふさわしくなくまた信じていない者も、キリストのまことのからだと血を受ける。しかし、彼らは、回心し、悔い改めるのでなければ、いのちと慰めに至るのでなく、審きと罰に至る⁽¹⁷⁾。

九、われわれは、次のように、信じ、教え、告白する。どのように弱い信仰であっても、まことの信仰者で、生きた信仰をもちつづける、聖餐を受けて審きに至る者はない。聖餐は、弱いが悔い改めているキリスト者のために、特に設定され、弱い信仰の慰めと強化とに至らせるのである⁽¹⁸⁾。

カルヴァンのこの点に関する見解については、前節で引用した箇所を再度記す必要がある。

すなわち、かれらにとっては「食する」とは、ただ「信じる」ことである。だが、わたしは言う、われわれはキリストの肉を「信じつつ食する」のである。なぜなら、かれは信仰によってわれわれのものとなりたまひ、これを食することは、その信仰の実り、また結果であるからである。(中略)かれらにとっては、食することが信仰であり、わたしにとっては、むしろ、食することは信仰にともなうものと思われる⁽¹⁹⁾。

和協信条においてもカルヴァンにおいても、陪餐において信仰が不可欠であることが言われている。しかしながら、それは、聖餐をキリストのまことの肉と血として受け取る信仰が必要なのであり、キリストのまことのからだの現臨が第一義的なものであって、信仰そのものが目的なのではない。キリストのからだに与るそのキリストの現実存在が問題なのであって、人間自体はそこでは空しいものとならなければならない。それこそがむしろ、とりわけルター派の意味する信仰なのである。聖餐は弱い信仰の慰め、強化でもあるのである。対照的に、第二スイス信仰告白においては信仰それ自体が実体化しているように考えられ、そこでは信仰の自立化の危険性があるのではないかとさえ思われるのである。

4 陪餐と恵みの分与の同時性の否定

前節に引用した第二スイス信仰告白の文言には、今一つ重大な問題点がある。

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

それは、先の引用箇所の下線部分において、聖餐に与ることと聖餐による恵みの分与との同時性をゆるめていることである。第二スイス信仰告白のこのような見解は、ローマ・カトリックやルター派によってしりぞけられるだけでなく、カルヴァンによっても受け入れられるものではない。

「チューリッヒ一致協約」(Consensus Tigurinus)において、カルヴァンはかなり妥協的に布林ガーの聖餐論との一致を図った⁽²⁰⁾。しかし、カルヴァンとて本来は上記のような第二スイス信仰告白の見解は受け入れがたいものであるに違いない。それは、カルヴァンの次のような言葉からも明らかである。

そこで、キリストの御からだのしるしとしてパンが与えられるとき、ただちに、このような類比関係を心にとらえなければならない。すなわち、パンがわれわれの肉体のいのちを養い・支え・保ったように、そのとおり、キリストの御からだはわれわれのたましいを元気づけ・生気づける、唯一の食物であるという関係である。また、ぶどう酒がかれの血のしるしとして差し出されたのを直視するとき、われわれは、ぶどう酒が人間の肉体に与えられる益もそれと同じであることに思いをいたさなければならない⁽²¹⁾。

カルヴァンの聖餐理解の特徴の一つは、聖餐の物素とキリストのからだと血との類比関係(analogia)である。そして、物素を通して信仰者がキリストに与るのは聖霊の隠れた御力による、という。ヤコプスの言うような第二スイス信仰告白の「関連性」の特徴は、一面においてカルヴァンの類比関係に通ずると思えられないではない。しかし、カルヴァンは第二スイス信仰告白が言うように、霊的飲食が「主の晩餐の外においても起り、キリストを信じるところ、どこにおいても、いかなる時においてもなされる」とは決して考えない。ヤコプスのいう「同一性」をカルヴァンはしりぞけてはいないのである。和協信条は「われわれの主イエス・キリストのまことのからだとまことの血とが、まことにまた実質的に現在し、パンとぶどう酒とともに分与され」⁽²²⁾としているから、第二スイス信仰告白はこの点でルター派と大きく隔たっていることは明

らかである。しかし、第二スイス信仰告白はカルヴァンの聖餐理解からも逸脱しているのである。

近年のエキュメニカルな議論はロイエンベルク協定（Leuenberg Concord）における次のような共通理解に達した。

主の晩餐において昇天したイエス・キリストはご自身をその体と血において全ての者のために、約束の言葉によってパンとぶどう酒と共に分け与えられる。このようにキリストはご自身を分け隔てなく、パンとぶどう酒を受ける全ての者に与えられる。信仰者はこの主の晩餐を救いのために受けるが、不信仰者はそれを審きのために受ける⁽²³⁾。

さらに、『リマ文書』の宣言において、ルター派、改革派、ローマ・カトリックの神学者らは次の定式における合意に達している。

聖霊は十字架にかけられ昇天したキリストを主の晩餐において真実にわれわれに与え、制定語に含まれる約束を満たしている。エウカリスティアの出来事、すなわち十字架にかけられ昇天されたキリストがご自身の命を全人類にお与えになることが、現実のものとなるために、制定語の主イエスの約束によってそれはかなえられると確信しつつ、教会は御父に聖霊の賜物を祈り求める⁽²⁴⁾。

これらのエキュメニカルな合意した見解は、カルヴァンの関心事にとっても受け容れられ得るものと言えよう。しかしながら、第二スイス信仰告白は先の文言にあるように、主の晩餐の執行と恵みの分与の同時性・一体性を否定しているのであって、これはどの教派の聖餐理解にも適うものではない。極言すれば、あの文言は聖礼典そのものの破壊に至る危険性を持つものである。それゆえに、改革派神学が20世紀のエキュメニカルな対話に参加するのであれば、元来別個に様々な起源を持つスイス宗教改革の伝統を批判的に検討し、第二スイ

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

ス信仰告白に見られるような礼典形式主義な（Sacramentalian）見解を抑制し、カルヴァンの聖餐理解を中心的なものとしなければならないであろう。

Ⅳ 「第二スイス信仰告白」の肯定面

1 共同体行為としての聖餐

第二スイス信仰告白の聖餐論に関して、肯定的な評価を与えることができる特徴は「共同体行為としての聖餐」（Ⅲ章 1 節の項目の⑪）である。そこでは次のように述べられている。

さらに、その信仰者は主の制定と命令に服従し、己と全人類の贖いのためになされたことに喜ばしい感謝を捧げ、主の死の忠実な記念を行い、自分がその肢であるところの教会の前で証しを立てる。こうして、聖礼典の受領者には、御体が渡され、その御血が流されたのは単に人類一般のためでなく、特にそれに与ってそれを永遠の生命に至る食物また飲み物とする、信仰ある陪餐者の一人一人のために渡されたということを証印するのである⁽²⁵⁾。

ブリンガーは一教会の牧者であるという以上に、チューリッヒ市全体を代表する人物であったと言われている。彼のそのような立場がこのような告白文に表れているのか否かは定かではない。ただ、ブリンガーの言葉には、教会と市を包括する共同体の行為としての聖餐という性格を見て取ることができるのではないだろうか。第二スイス信仰告白によれば、主の晩餐はキリストの恵みの分与であるという一方で、教会共同体の一人一人がキリストの体の肢であることを公に表明し証しを立てるための行為でもあるのである。

これはⅡ章で紹介した近年のブリンガー研究の成果である、ブリンガー神学における契約概念の重要性にも関連している。ブリンガーにおいては、旧約の民の聖礼典と新約の民の聖礼典は異なる種類のものでありながら、その実体、実質は同じものであるという明白な確信がある。その実体は唯一の救い主キリ

ストである。この聖礼典の実体であるキリストを旧約の民から新約の民、そして教会は相続している。神の永遠の約束を相続しているのはキリストを主とする教会であり、この聖礼典の実体に与ってわれわれは神の子とされているのである。教会の共同体行為としての聖餐はこのブリンガーの契約概念を反映しているものでもあるのである。

また、この信仰告白の箇所では、「教会の仕え人の務めを通じて受ける物を、主の御手から受けるように受けるのである」と述べられている⁽²⁶⁾。つまり、第二スイス信仰告白においては、奉仕者による聖礼典の儀式的行為自体も意味あるものとされ、聖餐の恵みの分与という秘儀が教会共同体の聖礼典行為と密な関連を持つものと理解されているのである。

カルヴァンは、主の晩餐の聖礼典を、兄弟姉妹の生活の純潔と聖潔、さらに愛と平和と一致とに勇気づけ励ますものととらえている。聖礼典において提示されるパンは教会の一致、キリストとわれわれとがひとつとされていることのしるしなのである⁽²⁷⁾。この意味で、カルヴァンにおいても聖餐は教会共同体のわざという観点から一応考えられていると言える。しかし、第二スイス信仰告白のように「証しを立てる」という要素はそれほど強くはないようである。和協信条にはこの点に関するはっきりとした言及がない。

レーマンとパネンベルクは、第二ヴァチカン公会議以後のローマ・カトリック教会のエウカリスティアの理解である‘Trans-signification’という概念に、諸教派の聖餐理解の相違を乗り越えるエキュメニズムの可能性を見ている。つまり、この概念においては、16世紀の教会分裂の主要素である聖餐の物素とキリストのからだと血の実体（sustantia）との関連をどう考えるかという議論から、聖餐という教会共同体の行為において、物素だけでなく、行為全体の本質が変化するという考え方に移行している。聖餐という教会共同体に参加するすべての要素、すなわち、集められた会衆、キリストの制定の言葉、パンとぶどう酒、食事の全体が新しい意味を持ち、聖霊によって新しい存在を与えられ、キリストの現臨の事態を表現する、という考え方である⁽²⁸⁾。

第二スイス信仰告白の「教会の共同体行為としての聖餐」の理解は、レーマ

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

ンとパネンベルクが指摘する ‘Trans-signification’ の概念に通じる面があるのではないだろうか。これは第二スイス信仰告白の聖餐論の中で、われわれが積極的に受け継ぐに有益な要素であると言える。

結

「第二スイス信仰告白」は改革派教会の代表的信条であると一般に評価されている。しかし、これまで述べてきたように、そこには看過することのできない重要な問題性も含まれているのであって、この信仰告白の一般的に肯定的な評価を放置することはできない。第二スイス信仰告白には、神の言葉についての告白など、重要な項目が他にもあり、改革派神学の遺産として今日でもその意義を認められるべきものではある。しかし、その聖餐論に関する限り、改革派教会全体の見解を代表するものであることはできない。第二スイス信仰告白の聖餐理解には、宗教改革期の熱狂主義に通ずる側面もあることを否定することができず、カルヴァンの聖餐理解との相違も認められる。そして、20世紀以降の、ルター派、ローマ・カトリックとのエキュメニカルな対話と一致を考える場合、聖餐理解が元来の教会分裂の分岐点であった以上、第二スイス信仰告白はその目的に相応しいものと言うことはできない。

しかしながら、第二スイス信仰告白の聖餐理解の中には、「教会共同体行為としての聖餐」、「奉仕者の聖礼典行為の積極的位置付け」など、肯定的に評価して受け継いで行くべきものもある。特に改革派神学の一つの遺産である契約神学の要素をこの信仰告白は含んでいると言うことができる。

改革派教会がその名の通り「み言葉によってつねに改革される教会」であることを望み、過去の遺産と伝統から新しい時代の宣教の指針を見出そうとするならば、信仰告白・信条などの教会の遺産を他の伝統との比較をしつつ、検討し吟味する労を怠らず積み重ねていかなければならない。

(いのうえ りょうさく)

〔注〕

- (1) このような動きがヨーロッパ大陸よりも先にアメリカで生じたことの原因として、アメリカは基本的に各教派が競合して新大陸に移植し伝道し、各教会が混在していった自由教会制度の国であるのに対し、ヨーロッパ大陸は1555年のアウグスブルク宗教和議以来の各教派住み分け、すなわち君主の支配する地域ではその君主の宗教がその地域の宗教となる（*cujus regio, eius religio*）という旧態が依然として支配的であるという事情が影響したことをあげることができるであろう。
- (2) K. Lehmann and W. Pannenberg, *The Condemnations of the Reformation Era. Do They Still Divide?*, transl. by M. Kohl, Minneapolis: Fortress Press, 1990.
- (3) 徳善義和・百瀬文晃編『カトリックとプロテスタント どこが同じでどこが違うか』（教文館、1998年）は日本における同様の動きの成果の書である。
- (4) 永井 修^{ながい おさむ}、『改革教会信仰告白要覧』、全国連合長老会出版委員会、1999年、62-65頁。
- (5) チューリッヒにおけるツヴィングリの後継者となった布林ガーは初め個人的な動機で1561年に『第二スイス信仰告白』（*Confessio Helvetica Posterior*）を作り、翌年にペストが流行した際、改訂を加えて神学的遺言の意味でチューリッヒ教会に残した。後にそれは多くの教会から教會的文書として受け入れられた。きっかけはドイツのプファルツ選帝侯フリードリヒ三世の要請であった。フリードリヒはすでに1563年のハイデルベルク教理問答を制定していたが、ドイツ内で唯一人の改革派領主であったため、帝国議会での弁明の際の支えとして十分な信仰告白を必要としていた。1565年布林ガーは侯の求めに応じて手書きの信仰告白文書を送ったのであった（『宗教改革著作集14 信仰告白・信仰問答』教文館、1994年、680-682頁、渡辺信夫^{わたなべのぶお}による解題参照）。ルター派教会は1555年のアウグスブルク宗教和議以降、公的承認を得、ローマ・カトリック教会はトリエント公会議の開催によってそれぞれ強固な態勢を整えつつある中で、全スイス改革派教会を纏めることができる信仰告白が待望された。「第二スイス信仰告白」はその必要に応えるもので、これは直ちにチューリヒ、ジュネーヴ、ビール、ザンクト・ガレン、ミュールハウゼンなどの市により、後にバーゼルにも採用された。またスイス国内にとどまらず、オランダ、イングランド、スコットランド、ポーランド、ハンガリーなど広範囲の地域で受け入れられ、1960年の北米長老教会の告白の中でも、受け継ぐべき貴重な遺産として明記されている。「第二スイス信仰告白」は改革派の諸信仰告白文書の中でも際立って国際性を持ち、また、有

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

名な「神の言葉の説教も、また神の言葉である」という第一項が表すように、神の言葉についての規定から始まる点で改革派神学の特徴を明瞭に表しているものである。

- (6) J. Wayne Baker, "Heinrich Bullinger, the Covenant, and the Reformed Tradition in Retrospect," *Sixteenth Century Journal* XXIX/2, 1998, pp. 359-376.
- (7) Bullinger, *Confessio Helvetica Posterior*, XVIII, 3, 4, 5; Philip Schaff (ed.), *The Creeds of Christendom with a History and Critical Notes vol. 3 The Evangelical Creeds*, Baker Books, Grand Rapids, Michigan, 1996, pp. 278-279. ハインリヒ・布林ガー, 「第二スイス信仰告白 (1566年)」 渡辺信夫訳, 『宗教改革著作集14信仰告白・信仰問答』, 教文館, 1994年, 430頁。
- (8) Bullinger, *Confessio Helvetica Posterior*, XIX, 2, 4, 5, 6; Schaff, *The Creeds of Christendom vol. 3*, pp. 286-287. ブリンガー, 前掲書, 438-440頁。
- (9) P. ヤコブス, 『改革主義信条の神学』 教会と宣教双書10, 池永倫明訳, 新教出版社, 1981年, 81頁。
- (10) Bullinger, *Confessio Helvetica Posterior*, XXI; Schaff, *The Creeds of Christendom vol. III*, pp. 291-295. ブリンガー, 前掲書, 446頁。以下, 「第二スイス信仰告白」の文言の引用はすべて渡辺訳から。
- (11) Schaff, op. cit, pp. 138. 「和協信条」『ルーテル教会信条集』, 信条集専門委員会訳, 聖文舎, 1982年 (以下, 「和協信条」と略す), 722頁
- (12) Schaff, op. cit, pp. 139. 「和協信条」723頁。
- (13) カルヴァン, 『キリスト教綱要』 (以下, Inst. と略す) IV/2, 渡辺信夫訳, 新教出版社, 1973年, 17章5節, 83頁。
- (14) Inst. IV, 17, 7.
- (15) Inst. IV, 17, 8.
- (16) Inst. IV, 17, 10
- (17) Schaff, op. cit, pp. 140. 「和協信条」723頁。
- (18) Schaff, op. cit, pp. 141. 「和協信条」724頁。
- (19) 前掲注 (13)。
- (20) 赤木善光^{あかぎよしみつ}教授は, 「チューリッヒ一致協約」の聖餐理解が, 政治的理由による, ジュネーヴのカルヴァンからチューリッヒの布林ガーへの妥協的歩み寄りの産物であって, カルヴァンの本意ではない, としている。16世紀の政治的事情から言うと, チューリッヒはジュネーヴよりも優勢であって, ブリンガーはカルヴ

アンに対して強い立場に立っており、カルヴァンの聖餐理解を忠実に文書に反映させる必要を感じなかったと考えられる。赤木善光,「カルヴァンの聖餐論の根本問題—特に「チューリッヒ協約」をめぐって—」『神学』59号,東京神学大学神学会,教文館,1997年。

- (21) Inst. IV, 17, 3.
- (22) Schaff, op.cit, pp.135. 「和協信条」720頁。
- (23) K. Lehmann and W. Pannenberg (eds.), *The Condemnations of the Reformation Era. Do They Still Divide ?*, p. 91.
- (24) ibid., p. 92.
- (25) ブリンガー, 前掲書, 449頁。
- (26) 前掲註 (25), 446頁。
- (27) Inst. IV, 17, 38.
- (28) K. Lehmann and W. Pannenberg, op. cit, pp. 100-101.

【文献表】

<一次史料>

- ・ Philip Schaff (ed.), *The Creeds of Christendom with a History and Critical Notes vol.Ⅲ The Evangelical Creeds*, Baker Books, Grand Rapids, Michigan, 1996.

Bullinger, *Confessio Helvetica Posterior* A. D. 1566.

(ハインリヒ・ブリンガー,「第二スイス信仰告白(1566年)」渡辺信夫訳,『宗教改革著作集14信仰告白・信仰問答』,教文館,1994年。)

Formula Concordiae A. D. 1576.

(「和協信条」『ルーテル教会信条集《一致信条書》』,信条専門委員会訳,聖文舎,1982年。)

Confessio Augustana A. D. 1530.

(「アウクスブルク信仰告白」『ルーテル教会信条集《一致信条書》』,信条専門委員会訳,聖文舎,1982年。)

- ・ 「トレント公会議」,『宗教改革著作集13』,教文館。
- ・ 『第二ヴァチカン公会議公文書全集』,南山大学監修,サンパウロ,1998年。
- ・ カルヴァン,「チューリッヒ和協書(1549年)」渡辺信夫訳,『宗教改革著作集14信仰告白・信仰問答』,教文館,1994年。
- ・ カルヴァン,『キリスト教綱要』第4巻,渡辺信夫訳,新教出版社,1973年。

「第二スイス信仰告白」の聖餐論

<二次史料>

- ・ J. Wayne Baker, *Heinrich Bullinger, the Covenant, and the Reformed Tradition in Retrospect*, Sixteenth Century Journal XXIX / 2, 1998, pp. 359-376.
- ・ K. Lehmann and W. Pannenberg, *The Condemnations of the Reformation Era. Do They Still Divide ?*, transl. by M. Kohl, Minneapolis : Fortress Press, 1990.
- ・ Reinhold Seeberg, *Text-book of the History of Doctrines*, (trl.) Charles E Hay, Baker Book House, Grand Rapids, Michigan, 1961.
- ・ Jaroslav Pelikan, *The Christian Tradition A History of the Development of Doctrine 4 Reformation of Church and Dogma (1300-1700)*, The University of Chicago Press, Chicago and London.
- ・ 永井修, 『改革教会信仰告白要覧』, 全国連合長老会出版委員会, 1999年。
- ・ ヤコプス. P, 『改革主義信条の神学』, 池永倫明訳, 教会と宣教双書10, 新教出版社, 1981年
- ・ ヤン・ロールス, 『改革教会信仰告白の神学 その教義学的特質』, 芳賀力訳, 一麦出版社, 2000年。
- ・ ヴィルヘルム・ニーゼル, 『福音と諸教会—信条学教本—第3版』, 渡辺信夫訳, 改革社, 1978年。
- ・ ヴィルヘルム・ニーゼル, 『イエス・キリストとの交わり』, 登家勝也訳, 改革社, 1983年。
- ・ レーヴェニヒ.W.V, 『教会史概論』, 赤木善光訳, 日本基督教団出版局, 1983年。
- ・ レオナール. E. G, 『プロテスタントの歴史』文庫クセジュ, 白水社, 1998年。
- ・ 赤木善光, 「カルヴァンの聖餐論の根本問題—特に「チューリッヒ協約」をめぐって—」『神学』59号, 東京神学大学神学会, 教文館, 1997年。